

参加希望者 殿

独立行政法人水資源機構分任契約職  
筑後川下流総合管理所長 北村 達也  
(公印省略)

## 見積依頼書

- 1 業務名 筑後大堰ダムカード印刷業務 (オープンカウンター方式)  
2 納入場所 福岡県久留米市安武町武島1063-2 筑後川下流総合管理所  
3 納期 契約締結の翌日から令和8年2月27日まで  
4 内容等 別添、仕様書等のとおり

上記について、下記により見積合わせを行ますので競争契約入札心得等を熟覧のうえ提出して下さい。

### 記

- 1 現場説明 実施しません。
- 2 見積参加要件 福岡県又は佐賀県に本・支店又は営業所がある者で、一般競争（指名競争）有資格業者のうち、物品製造等（物品等の製造又は販売）の業種区分「印刷製本」の認定を受けている者。
- 3 見積書等
- 1) 様式等 見積書の様式は任意としますが、見積書には見積年月日並びに見積者の住所及び氏名（法人の場合は、法人名及びその代表者名）を記載し、代表者の印章を押印されたものに限ります。ただし、押印は「本件責任者及び担当者」の氏名及び連絡先を明記することで省略することができます。また、余白にくじ番号を記載して下さい。
- 2) 提出方法 FAX（又は電子メール）による。（※FAX番号等は、4)に記載された番号）  
なお、FAX（又は電子メール）に扱りがたい場合は、持参又は郵送（簡易書留等配達記録が残る方法に限る。）
- 3) 見積書提出期限 令和8年1月5日 10時まで
- 4) 提出先 独立行政法人水資源機構 筑後川下流総合管理所 経理課 鶴川・中尾  
**FAX 0942-26-1525**  
経理課 電子メール nyukei\_chikugokaryu@water.go.jp  
令和7年12月19日 17時まで  
※質問の回答については、翌平日の12:00までにHPに掲載します。
- 5) 質問書提出期限 2回を限度とする。  
なお、当初の見積徴取において予定価格の制限に達した価格の見積書がない場合の再度の見積書の提出については、改めて連絡するものとし、再度の見積書提出期限は、令和8年1月6日 10時までとします。
- 6) 見積回数 ①見積価格は、見積者が消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を見積書に記載してください。  
②見積書を送信した後は、見積書の引き換え若しくは変更又は見積の取消しはできません。また、見積者は見積り誤り、見積書の書き誤り等を理由に見積もりの無効を主張することはできません。
- 7) その他
- 4 見積結果 見積結果については、契約の相手方として決定した者のみに、原則として提出期限の翌日（翌日が休日となる場合には休日でない直後の日）までに通知します。
- 5 その他
- 1) 契約金額は、見積書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とします。
- 2) 請負代金の支払いについては、履行確認後の一括支払となります。
- 3) 最低金額を出した見積者が複数ある場合は、「くじ」により契約の相手方を決定します。くじの方法は、別添「くじの方法」のとおりとします。

# 筑後大堰ダムカード印刷業務

## 仕様書

令和 7 年 1 2 月

独立行政法人水資源機構  
筑後川下流総合管理所

## 第1節 適用

本仕様書は、「筑後大堰ダムカード印刷業務」に適用する。

## 第2節 業務目的

本業務は、筑後大堰ダムカードの印刷を行うものである。

## 第3節 業務数量

ダムカード：3,000枚

## 第4節 納入場所

福岡県久留米市安武町武島 1063-2

独立行政法人水資源機構 筑後川下流総合管理所

## 第5節 納期

契約締結の翌日から令和8年2月27日まで

## 第6節 成果品の提出

成果品の提出は以下のとおりとする。

1) 筑後大堰ダムカード 3,000枚

## 第7節 業務内容

7-1 機構から貸与する筑後大堰ダムカードデータを基に、ダムカードを増刷するものである。また、表裏の天地方向について留意すること。

＜ダムカードの規格＞

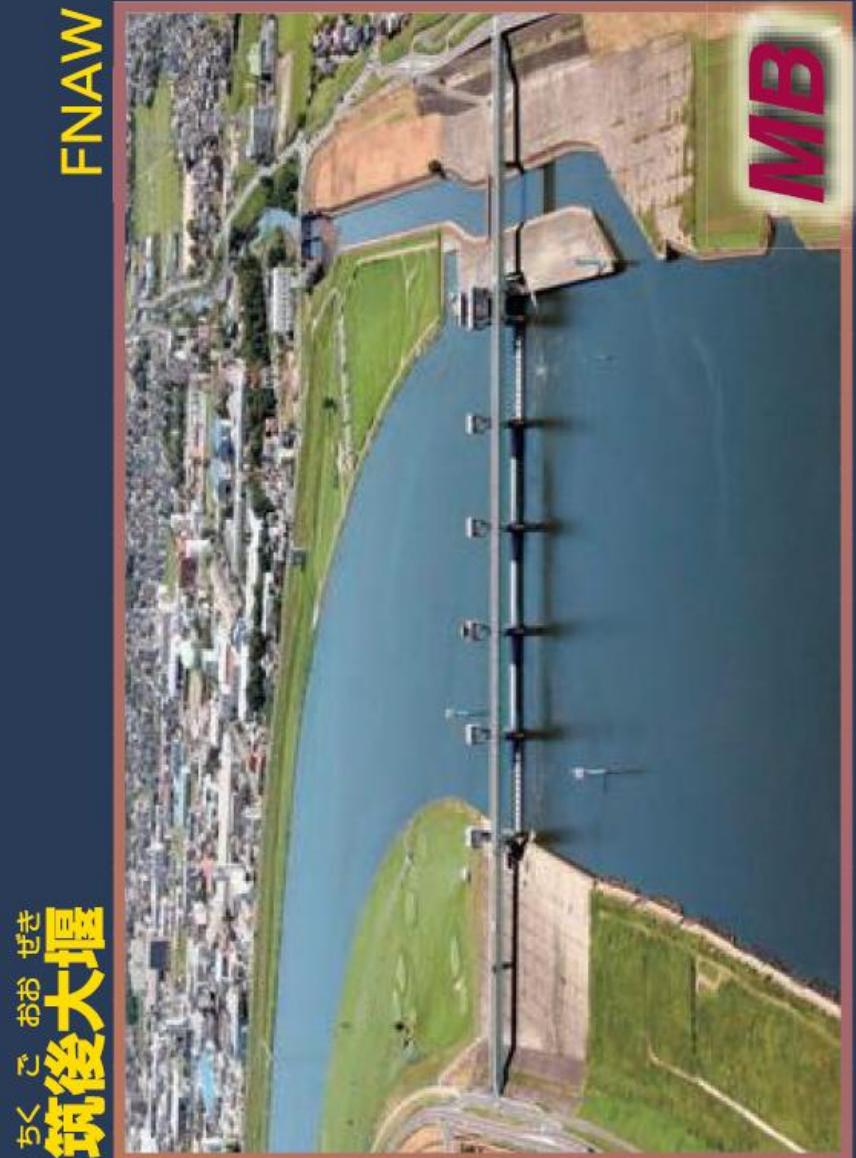
- ・ダムカードサイズ : 縦63mm、横88mm、角（丸面取り R=2.5mm）
- ・色校正 : 表面4C(C、M、Y、K)  
裏面4C(C、M、Y、K)
- ・仕上がり : 表面保護用（両面）のPP加工（艶あり、フィルム）
- ・紙仕様 : 両面カード紙 K版 15.5kg
- ・ダムカードファイル形式 : Illustrator CC以上

## 第8節 その他

受注者は、本業務で知り得た秘密を第三者に漏らしてはいけないものとする。

また、受注者は作成する全ての著作権（著作権法第27条及び第28条の権利を含む）について独立行政法人水資源機構に譲渡するものとし、著作者人格権についても主張しないものとする。

以上



## BARRAGE-DATA

所 在 地：(左岸)福岡県久留米市  
(右岸)佐賀県三養基郡みやき町

河 川 名：筑後川水系筑後川

型 式・規 模：型 式 可動堰

総 延 長 約501m

可動部分 261.6m

ゲ ー ト：シェル構造口一ラゲート 3門  
(長さ46.0m,高さ6.35m)

シェル構造二段式口一ラゲート 2門  
(上段扉/長さ46.0m,高さ3.20m)  
(下段扉/長さ46.0m,高さ3.35m)

管 理 者：水資源機構

本体着工/完成年：1980/1985年

詳しいデータは[こちら](https://www.water.go.jp/chikugo/coozeki/) <https://www.water.go.jp/chikugo/coozeki/>

### ランダム情報

筑後川(ちくごがわ)は、阿蘇外輪山を水源として九州地方北部を東から西に流れ有明海に注ぐ、利根川・吉野川と共に日本三大暴れ川のひとつと言われ、筑紫次(二)郎(つくしじろう)の別名で呼ばれる九州一大の大河。

筑後川下流域のかんがい用水および新規に開発された水道用水は、筑後川を流れ筑後大堰の湛水域から取水され、約31,100haにおよぶ耕地と福岡県・佐賀県の約360万人の水道用水に利用されています。

### こだわり技術

筑後大堰のゲート放流操作は、流水をゲートの下から流すアンダーフローを主体としています。これは下から流すことで堰の上流に砂や栄養塩類を溜めないように考慮したもので、堰の運用開始から現在に至るまで堰上流の平均河床高さはほぼ変わらないものとなっています。

## くじの方法

今回の見積徵取に際して、最低金額を提出した見積者（以下「同価格者」という。）が複数あった場合、以下の方法により、契約の相手方を決定します。

### 1. くじの方法について

同価格者の「くじ用数値」の合計を同価格者数で除算し、余りの数値と「くじ用順位」が一致する者を、契約の相手方とします。

### 2. くじ用数値について

1) 「くじ用数値」とは、見積書を提出される方が、任意に決定していただく「0：ゼロ」から「999」の3桁の整数とします。なお、数値の記載等がない場合は「0：ゼロ」として取り扱わせていただきます。

2) 「くじ用数値」の機構へ対しての通知方法は、機構から送信（FAX）した見積依頼書の受信確認を機構に対して返信（FAX）する際に記載してください。この場合、機構から特に受信確認に用いる様式の指定がない場合は、通信欄などに下記のように記載してください。

記載例 くじ用数値

1	2	3
---	---	---

※数字は、明確に記載してください。

### 3. くじ用順位について

「くじ用順位」とは、同価格者が機構に対して見積書を送信（FAX）していただいた順に、「0：ゼロ」から順に付番させていただく番号となります。

- 例) • 同価格者が2者の場合、見積書の送信順に「0：ゼロ」、「1」  
• 同価格者が3者の場合、見積書の送信順に「0：ゼロ」、「1」、「2」

### 4. 具体的な決定方法について

- 例) • 同価格者が2者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値	
○○工務店	¥500,000-	0	123	$123+4=127$
□□工業	¥600,000-		999	$127 \div 2\text{者}=63 \text{ 余り } 1$
△△組	¥500,000-	1	4	

• 余り「1」とくじ用順位「1」が合致する、  
△△組 が契約の相手方となる。

- 例) • 同価格者が3者の場合

見積業者	見積額	くじ用順位	くじ用数値	
○○工務店	¥500,000-	0	123	$123+4+1=128$
□□工業	¥600,000-		999	$128 \div 3\text{者}=42 \text{ 余り } 2$
△△組	¥500,000-	1	4	
◎◎工業	¥500,000-	2	1	

• 余り「2」とくじ用順位「2」が合致する、  
◎◎工業 が契約の相手方となる。

令和 年 月 日

独立行政法人水資源機構分任契約職  
筑後川下流総合管理所長 北村 達也 殿

住 所  
会 社 名  
代表者指名

## 見積依頼書等の交付受領書

令和 年 月 日に交付された筑後大堰ダムカード印刷業務の見積依頼書等を受領しました。

〈連絡先〉

担当部署名 :

担当者 :

電話番号 :

FAX番号 :

電子メール :

### ◆くじ用数値

--	--	--

「くじ用数値を記載いただくのは、最低価格者が複数となった場合に契約の相手方を決定するためです。詳細は「くじの方法」をご覧下さい。